

政令第 号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条第二項第一号及び第十条の三第一項並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。）とする。

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（別表第一の四に掲げる南極海域（次号において単に「南極海域」という。）にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二 国際航海に従事しない船舶 百人（南極海域にある船舶にあつては、十一人）

第二条の前に見出しとして、「（船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）」を付する。

第三条第二項中「上欄に掲げる」の下に「船舶及び」を加え、同条第三項中「別表第二上欄に掲げるふん尿等の同表下欄に掲げる排出方法に関する」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

第九条の二中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

一 南極海域以外における排出

船舶及びふん尿等の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
<p>一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防止装置」という。）によ</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>イ 海面下に排出すること。 。 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。</p>

<p>り処理されていないもの</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>三 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>特定沿岸海域</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 当該船舶の航行中（対水速度三ノット以上の速度で航行する場合をいう</p>	

		<ul style="list-style-type: none"> 。 別表第三において同じ 。)に排出すること。
	<p>特定沿岸海域以 外の海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>

二 南極海域における排出

<p>船舶及びふん尿等の区分</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>一 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>イ 海面下に排出すること</p> <p>。 。</p> <p>ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう）に排出すること。</p>

<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>
<p>三 前二号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>

備考

一 この表において、「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。

イ 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域

ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域

ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

二 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三備考第五号イ及び別表第四備考第四号中「別表第二備考第一号」を「別表第二備考第二号」に改める。

（排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

第二条 排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政

令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「特定外国船舶」の下に「（国際航海に従事する船舶を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年九月二十七日から施行する。

（経過措置）

第二条 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 の締約国である外国が、国際海事機関海洋環境保護委員会決議第八十八号に従った同附属書の改正が日本国について効力を生ずる日までの間において、当該改正前の同附属書に規定されたふん尿等の排出に関する規制を行う場合にあつては、当該外国の内水、領海又は排他的経済水域にある船舶に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十條第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、この政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）第二条の規定にかかわらず、それぞれ二百トン又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）十一人とする。

この場合における新令第三条第一項及び第二項並びに別表第二第一号の表第一号及び第二号の適用については、新令第三条第一項及び第二項中「別表第二上欄」とあるのは「別表第二第一号の表第一号及び第二号上欄」と、新令別表第二第一号の表第一号中「国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）」とあり、同表第二号中「国際航海に従事する船舶」とあるのは「船舶（総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。）」と、同号中「三海里」とあるのは「四海里」とする。

理由

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 の的確かつ円滑な実施を確保するため、船舶からのふん尿及び汚水の排出の規制を強化する必要があるからである。